

交通労働災害減少に向けた緊急要請

富山県内の交通労働災害による死亡者数は、平成24年には2人でしたが、平成25年9月12日現在において、平成25年における死亡者数が4人と大幅に増加しました。

今年の交通労働災害の発生状況をみますと、高速道路での追突事故の発生地点で事故直後に車外にいて後続のトラックにはねられ死亡する災害が2件あり、適切な退避措置を講じれば死亡事故に至らなかったのではないかと考えられるところです。

さらに、本年9月上旬には、県内の北陸自動車道上り線内において、草刈作業が終了したため、路肩に置いた作業中であることを示す注意喚起用の矢印板を回収しトラックを発車させようとしていたところ、走行してきた別のトラックに追突され、車中にいた4名が被災（休業）する重大災害も発生しています。

交通労働災害（死亡）が増加に転じたのは、平成23年以来のことであり、この間、富山労働局においても、交通労働災害の減少に向けた様々な取組を行ってきたところです。

また平成20年から24年までの5年間の死亡災害70人について、事故の型でみると、交通事故による死亡災害が20人と最も多く、最近の交通労働災害の死亡者の増加は、今後について憂慮すべき事態と考えるところです。

いかなる経済情勢下にあっても、労働災害は本来あってはならないものです。

事業者の皆様におかれましては、労働災害による犠牲者をこれ以上出さないという強い決意のもと、企業の安全衛生活動を今一度点検していただくよう要請します。

その上で、労使の皆様をはじめ、関係者が一体となって以下の取組を徹底し、労働災害の防止に努めていただきますよう、併せて要請します。

- 1 特に交通事故の未然防止と高速道路の路肩等に緊急停止した場合などの安全な停止・退避措置の徹底。
- 2 職場巡視等の安全衛生活動の充実等を中心とした自主的な安全衛生管理の取組
- 3 安全衛生委員会の活性化など、安全衛生管理体制の充実

平成25年9月18日

富山労働局長 半田 和彦